

奈良県広域水道企業団議会の定例会の回数を定める条例をここに公布する。

令和7年2月21日

奈良県広域水道企業団企業長 山下 真

奈良県広域水道企業団条例第9号

奈良県広域水道企業団議会の定例会の回数を定める条例

奈良県広域水道企業団議会の定例会の回数は、年2回とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(令和7年の奈良県広域水道企業団議会の定例会の回数の特例)

2 本則の規定にかかわらず、令和7年の奈良県広域水道企業団議会の定例会の回数は、1回とする。